

日整連第7-459号
令和8年2月19日

各 自動車整備振興会 専務理事 殿

一般
社団法人 日本自動車整備振興会連合会
専務理事 島 雅之
(公 印 省 略)

「道路運送車両法施行規則第36条第5項、第6項及び第7項の
書面について（依命通達）」の一部改正について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、国土交通省物流・自動車局長より、標記依命通達の一部を改正する通達が下記のとおりありましたので、お知らせしますとともに、貴会傘下会員事業者に対して周知下さいますようお願いいたします。

記

別添1：国土交通省物流・自動車局長通達

別添2：改正概要等（道路運送車両の保安基準及び道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令について）

別添3：新旧対照表（国土交通省令第9号）

別添4：官報写し（国土交通省令第9号）

別添5：改正概要等（道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項に規定する国土交通大臣が定める自動車及び第四項に規定する国土交通大臣の行う認定に関し必要な事項を定める告示について）

別添6：新旧対照表（国土交通省告示第279号）

別添7：官報写し（国土交通省告示第279号）

以上

（本件に関する問い合わせ：日整連 教育・技術部 技術課 小山、日下部、岩堀）

国自基第187号
令和8年2月16日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局長

「道路運送車両法施行規則第36条第5項、第6項及び第7項の書面について（依命通達）」の一部改正について

標記について、別紙のとおり、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通知したので、貴会（組合）においても傘下会員（組合員）に対し、この旨周知徹底方お願いします。

国自基第 187 号
令和 8 年 2 月 16 日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

国土交通省物流・自動車局長

「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について（依命通達）」の一部改正について

日米両国が発出した「2025 年 7 月 22 日の日米間の枠組み合意についての共同声明」において、日本は、「米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内での販売のため追加試験なしで受入れ」を行うこととされた。

上記を踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）において第 58 条の 3 を新設したことに伴い、「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について（依命通達）」（平成 3 年 6 月 28 日地技第 156 号）を別添新旧対照表のとおり改正したので、今後はこれにより実施されたい。

○「道路運送車両法施行規則第36条第5項、第6項及び第7項の書面について（依命通達）」の一部改正

（傍線の部分は改正部分）

平成3年6月28日 地技第156号

最終改正：令和8年2月16日付け国自基第187号

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">～定め文除く～</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 施行規則第36条第5項関係</p> <p>「当該自動車が道路運送車両の保安基準第30条第1項の基準（同令第58条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車にあつては、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）に適合するものであることを証する書面」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 同通達1. (1)5)に係る自動車（二輪自動車を除く。）にあつては、細目告示第118条第1項第3号ロに規定する基準への適合を証する次に掲げる書面（排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものを除き、近接排気騒音の値を確認できるものに限る。）<u>。この場合において、保安基準第58条の3の規定に基づく認定を受けた自動車については、ホの規定によるものとする。</u>ただし、ロ及びハの書面にあつては、本邦に輸入する自動車に限る。</p>	<p style="text-align: center;">～定め文除く～</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 施行規則第36条第5項関係</p> <p>「当該自動車が道路運送車両の保安基準第30条第1項の基準（同令第58条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車にあつては、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）に適合するものであることを証する書面」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 同通達1. (1)5)に係る自動車（二輪自動車を除く。）にあつては、細目告示第118条第1項第3号ロに規定する基準への適合を証する次に掲げる書面（排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものを除き、近接排気騒音の値を確認できるものに限る。）<u>。ただし、ロ及びハの書面にあつては、本邦に輸入する自動車に限る。</u></p>

イ～ニ (略)

ホ 「道路運送車両の保安基準第58条の3の規定による自動車の認定要領について(依命通達)」(令和8年2月16日付け国自基第186号、国自審第2560号)に規定する認定書の写し

2. 施行規則第36条第6項関係

「当該自動車道路運送車両の保安基準第31条第2項の基準(同令第58条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車にあっては、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準)のうち、国土交通大臣が指定するものに適合するものであることを証する書面」とは、次に掲げるものをいう。

(1) (略)

(2) (1)及び施行規則第36条第7項に係る自動車以外のもの(大型特殊自動車を除く。)にあっては、公的な試験機関において実施された試験結果を表す書面又は次に掲げる書面。この場合において、保安基準第58条の3の規定に基づく認定を受けた自動車については、ホの規定によるものとする(ハ及びニに掲げる書面にあっては、協定規則第154号の要件が適用される自動車に限る。)。

イ～ニ (略)

ホ 「道路運送車両の保安基準第58条の3の規定による自動車の認定要領について(依命通達)」(令和8年2月16日付け国自基第186号、国自審第2560号)に規定する認定書の写し

(3) (略)

3. ・ 4. (略)

イ～ニ (略)

(新設)

2. 施行規則第36条第6項関係

「当該自動車道路運送車両の保安基準第31条第2項の基準(同令第58条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車にあっては、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準)のうち、国土交通大臣が指定するものに適合するものであることを証する書面」とは、次に掲げるものをいう。

(1) (略)

(2) (1)及び施行規則第36条第7項に係る自動車以外のもの(大型特殊自動車を除く。)にあっては、公的な試験機関において実施された試験結果を表す書面又は次に掲げる書面(ハ及びニに掲げる書面にあっては、協定規則第154号の要件が適用される自動車に限る。)

イ～ニ (略)

(新設)

(3) (略)

3. ・ 4. (略)

附則〔平成 11 年 4 月 22 日付け自環第 92 号〕

記 2. (2)の改正は、平成 12 年 10 月 1 日から適用する。

附則〔平成 18 年 6 月 27 日付け国自環第 53 号〕

この改正は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。ただし、自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）別表第 2 第 6 号に掲げる自動車の範囲に該当するものにあつては、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附則〔平成 27 年 3 月 31 日付け国自技第 202 号国自環第 231 号〕

1. 本改正規定は、平成 27 年 5 月 1 日から適用する。

附則〔令和 4 年 10 月 7 日国自基第 128 号〕

この改正は、令和 4 年 10 月 8 日から適用する。

附則〔令和 5 年 3 月 30 日国自基第 248 号〕

この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附則〔令和6年9月20日国自基第83号〕

この改正は、令和6年9月22日から適用する。

附則〔令和8年2月16日付け国自基第187号〕

この改正は、令和8年2月16日から適用する。

令和 8 年 2 月
物流・自動車局

道路運送車両の保安基準及び道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令について

1. 背景

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）においては、第 3 章の規定に基づき、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）を定め、これに適合する自動車等でなければ、運行の用に供してはならない旨を規定する一方、保安基準第 55 条から第 58 条の 2 において、一定の条件を満たした自動車に対する保安基準及びこれに基づく告示の適用の取扱いを定めている。

さらに、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「施行規則」という。）においては、保安基準第 55 条の規定に基づく手続を受けた自動車は、その旨を自動車検査証に記載すること等を規定しているところである。

今般、日米両国が発出した「2025 年 7 月 22 日の日米間の枠組み合意についての共同声明」において、日本は、「米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内での販売のため追加試験なしで受入れ」を行うこととなった。当該声明を履行するため、米国で製作した自動車の一部については、一定の条件を満たしたうえで保安基準に適合するものとみなすとともに、その旨を自動車検査証に記載できるようにするため、保安基準及び施行規則について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

(1) 保安基準の一部改正

国土交通大臣が、米国で製作された自動車のうち、告示で定めるものについて、安全性の確保及び公害の防止に係る措置が講じられることにより保安上及び公害防止上支障がないものとして国土交通大臣の認定を受けた場合は、保安基準及びこれに基づく告示であって当該自動車ごとに指定したものに適合するものとみなすほか、所要の改正を行う。（第 58 条の 3 関係（新設））

(2) 施行規則の一部改正

(1) により国土交通大臣が認定した自動車は、自動車検査証にその旨記載することとする（第 35 条の 3 関係）ほか、所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール

公布・施行：令和 8 年 2 月 16 日

○国土交通省令第九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十条から第四十二条まで、第五十八条第二項、第六十三条の二第一項及び第六十七条第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、道路運送車両の保安基準及び道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月十六日

国土交通大臣 金子 恭之

道路運送車両の保安基準及び道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

第一条 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後

目次

第一章 (略)

第二章 自動車の保安基準(第二条―第五十八条の三)

第三章・第四章 (略)

附則

(国土交通大臣が認定した自動車の特例)

第五十八条の三 アメリカ合衆国において製作された自動車(同国が定める保安上の技術基準に適合することにより同国において安全性の確保が図られていると認められるものその他これに類するものに限る。

のうち、構造その他の事情を勘案して国土交通大臣が告示で定めるものであつて、その構造又は使用の態様について安全性の確保及び公害の防止に係る措置が講じられることにより、保安上及び公害防止上支障がないものとして国土交通大臣の認定を受けたものについては、本章の規定及びこれに基づく告示のうち国土交通大臣が当該自動車ごとに指定したものに適合するものとみなす。

2 前項の認定は、条件若しくは期限又は認定に係る自動車の運行のため必要な保安上若しくは公害防止上の制限を付して行うことができる。

3 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の認定を取り消すことができる。

一 認定の取消しを求める申請があつたとき。

二 第一項の規定により国土交通大臣が指定した規定に適合するものとみなすことにより保安上又は公害防止上支障を生じるおそれがあるとき又は支障を生じたとき。

三 前項の規定による条件又は制限に違反したとき。

4 前二項に規定するもののほか、第一項の規定による認定に関し必要な事項は、告示で定める。

改正前

目次

第一章 (略)

第二章 自動車の保安基準(第二条―第五十八条の二)

第三章・第四章 (略)

附則

(新設)



(道路運送車両法施行規則の一部改正)

第二条 道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第五章 (略)</p> <p>第六章 道路運送車両の検査等</p> <p>第一節・第二節 (略)</p> <p>第三節 保安基準についての制限及び緩和(第五十二条―第五十四 条の二)</p> <p>第七章～第八章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(自動車検査証の記載事項)</p> <p>第三十五条の三 (略)</p> <p>一～二十一 (略)</p> <p>二十二 次に掲げる自動車にあつては、それぞれ次に定める事項</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項の規定により認 定を受けた自動車 その旨</p> <p>二十三～二十九 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(自動車検査証の変更記録の申請等)</p> <p>第三十八条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 法第六十七条第三項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事 項に係る変更とする。</p> <p>一～十一 (略)</p> <p>十二 第三十五条の三第一項第二十二号ハに掲げる事項</p> <p>9・10 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章 (略)</p> <p>第六章 道路運送車両の検査等</p> <p>第一節・第二節 (略)</p> <p>第三節 保安基準についての制限及び緩和(第五十二条―第五十四 条)</p> <p>第七章～第八章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(自動車検査証の記載事項)</p> <p>第三十五条の三 (略)</p> <p>一～二十一 (略)</p> <p>二十二 次に掲げる自動車にあつては、それぞれ次に定める事項</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二十三～二十九 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(自動車検査証の変更記録の申請等)</p> <p>第三十八条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 法第六十七条第三項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事 項に係る変更とする。</p> <p>一～十一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>9・10 (略)</p>

(改善措置の勧告の対象とならない自動車及び特定後付装置)

第五十条 法第六十三条の二第一項の国土交通省令で定める自動車は、自動車を輸入することを業とする者が輸入した自動車であつて、外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から自動車を輸入する契約を締結している者が当該契約に基づいて輸入した自動車(外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者が自ら輸入した自動車を含む。)以外のもの及び道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項の規定に基づく認定を受けた自動車以外のものとする。

2 (略)

(自動車検査証等の提示の命令)

第五十二条 (略)

2 地方運輸局長は、次の各号のいずれかに掲げる処分が行われたとき(第三号に掲げる処分にあつては、当該処分をしようとするとき)は、自動車の使用者に対し、当該自動車検査証、限定自動車検査証又は軽自動車届出済証の提示を求めることができる。

一 三 (略)

四 道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項の規定による認定
五 道路運送車両の保安基準第五十八条の三第三項の規定による認定の取消し

第五十四条の二 自動車の使用者は、第五十二条第二項第四号に掲げる処分に係る自動車を運行の用に供しようとするときは、第十九号様式の二による標識を当該自動車の後面に見やすいように表示しなければならない。

2 自動車の使用者は、第五十二条第二項第五号に掲げる処分が行われたときは、遅滞なく、前項の標識を抹消しなければならない。

(改善措置の勧告の対象とならない自動車及び特定後付装置)

第五十条 法第六十三条の二第一項の国土交通省令で定める自動車は、自動車を輸入することを業とする者が輸入した自動車であつて、外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から自動車を輸入する契約を締結している者が当該契約に基づいて輸入した自動車(外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者が自ら輸入した自動車を含む。)以外のものとする。

2 (略)

(自動車検査証等の提示の命令)

第五十二条 (略)

2 地方運輸局長は、次の各号のいずれかに掲げる処分が行われたとき(第三号に掲げる処分にあつては、当該処分をしようとするとき)は、自動車の使用者に対し、当該自動車検査証、限定自動車検査証又は軽自動車届出済証の提示を求めることができる。

一 三 (略)

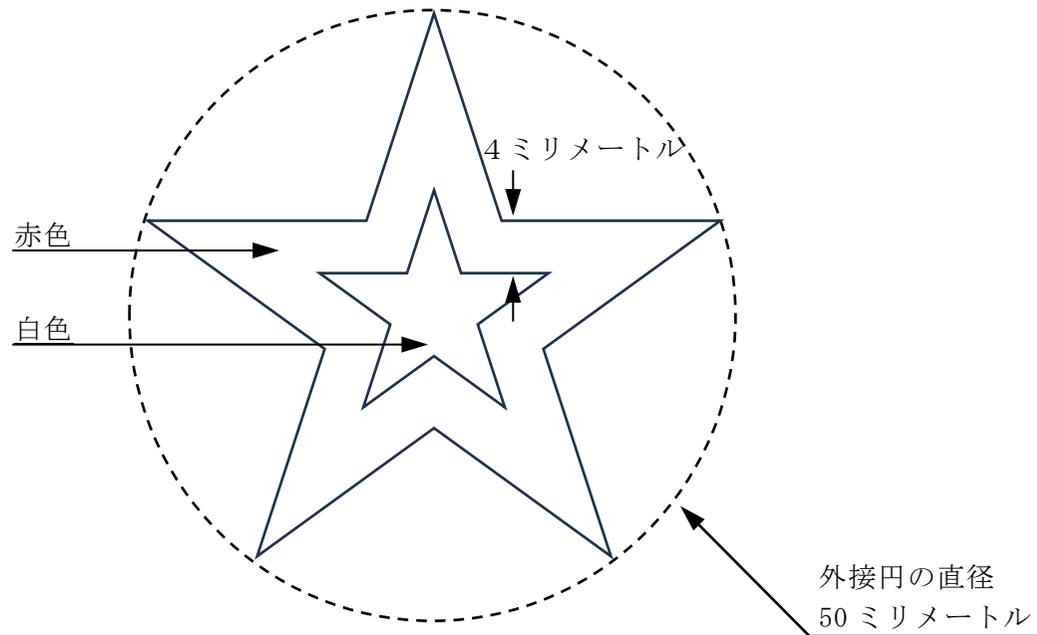
(新設)

(新設)

(新設)

第十九号様式の次に次の様式を加える。

第十九号様式の二（認定を受けた自動車の標識）（第五十四条の二関係）



備考

形状は正立星型正五角形とすること

附 則

この省令は、公布の日から施行する。



(号 外)
発 行 内 閣 府
(原稿作成 国立印刷局)

目 次

〔省 令〕

○道路運送車両の保安基準及び道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令 (国土交通九)

〔法規的告示〕

○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件 (文部科学一七)

○道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項に規定する国土交通大臣が定める自動車及び同条第四項に規定する国土交通大臣の行う認定に關し必要な事項を定める告示 (国土交通二七九)

〔その他告示〕

○第四次多数国間投資基金を設定する協定の効力発生に関する件 (外務六三)

四	四	三	一
国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額の一部を改正する件 (厚生労働三五)	種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件 (農林水産一六七)	特定水産資源 (くろまぐろ (小型魚) 及びびくろまぐろ (大型魚)) に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件 (同一六八)	基本測量関係事項公告 (国土交通省)
裁判所 破産、免責、再生関係 特殊法人等 公認会計士等の登録及び登録抹消、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会懲戒処分関係	地方公共団体 教育職員免許状失効、行旅死亡人関係	会社その他 会社決算公告	

省 令

○国土交通省令第九号
道路運送車両法 (昭和二十六年法律第百八十五号) 第四十条から第四十二条まで、第五十八条第二項、第六十三条の二第一項及び第六十七条第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、道路運送車両の保安基準及び道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和八年二月十六日
国土交通大臣 金子 恭之

道路運送車両の保安基準の一部改正
(道路運送車両の保安基準の一部改正)
第一条 道路運送車両の保安基準 (昭和二十六年運輸省令第六十七号) の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章 (略) 第二章 自動車の保安基準 (第二条―第五十八条の三) 第三章・第四章 (略) 附則 (国土交通大臣が認定した自動車の特例) 第五十八条の三 アメリカ合衆国において製作された自動車 (同国が定める保安上の技術基準に適合することにより同国において安全性の確保が図られていると認められるものその他これに類するものに限る。)のうち、構造その他の事情を勘案して国土交通大臣が告示で定めるものであつて、その構造又は使用の態様について安全性の確保及び公害の防止に係る措置が講じられることにより、保安上及び公害防止上支障がないものとして国土交通大臣の認定を受けたものについては、本章の規定及びこれに基づき告示のうち国土交通大臣が当該自動車ごとに指定したものに適合するものとみなす。	目次 第一章 (略) 第二章 自動車の保安基準 (第二条―第五十八条の二) 第三章・第四章 (略) 附則 (新設)

2 前項の認定は、条件若しくは期限又は認定に係る自動車の運行のため必要な保安上若しくは公害防止上の制限を付して行うことができる。

<p>3 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の認定を取り消すことができる。</p> <p>一 認定の取消しを求める申請があつたとき。</p> <p>二 第一項の規定により国土交通大臣が指定した規定に適合するものとみなすことにより保安上又は公害防止上支障を生じ、おそれがあるとき又は支障を生じたとき。</p> <p>三 前項の規定による条件又は制限に違反したとき。</p> <p>4 前二項に規定するもののほか、第一項の規定による認定に関し必要な事項は、告示で定める。</p>																													
<p>(道路運送車両法施行規則の一部改正)</p> <p>第二条 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。</p> <table border="1"> <tr> <th data-bbox="518 179 805 638">改正後</th> <th data-bbox="118 179 518 638">目次</th> </tr> <tr> <td></td> <td>第一章～第五章（略）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第六章 道路運送車両の検査等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第一節・第二節（略）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第三節 保安基準についての制限及び緩和（第五十二条―第五十四条の二）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第七章～第八章（略）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>附則</td> </tr> </table>	改正後	目次		第一章～第五章（略）		第六章 道路運送車両の検査等		第一節・第二節（略）		第三節 保安基準についての制限及び緩和（第五十二条―第五十四条の二）		第七章～第八章（略）		附則	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="518 638 805 1131">改正前</th> <th data-bbox="118 638 518 1131">目次</th> </tr> <tr> <td></td> <td>第一章～第五章（略）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第六章 道路運送車両の検査等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第一節・第二節（略）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第三節 保安基準についての制限及び緩和（第五十二条―第五十四条）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第七章～第八章（略）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>附則</td> </tr> </table>	改正前	目次		第一章～第五章（略）		第六章 道路運送車両の検査等		第一節・第二節（略）		第三節 保安基準についての制限及び緩和（第五十二条―第五十四条）		第七章～第八章（略）		附則
改正後	目次																												
	第一章～第五章（略）																												
	第六章 道路運送車両の検査等																												
	第一節・第二節（略）																												
	第三節 保安基準についての制限及び緩和（第五十二条―第五十四条の二）																												
	第七章～第八章（略）																												
	附則																												
改正前	目次																												
	第一章～第五章（略）																												
	第六章 道路運送車両の検査等																												
	第一節・第二節（略）																												
	第三節 保安基準についての制限及び緩和（第五十二条―第五十四条）																												
	第七章～第八章（略）																												
	附則																												

<p>(自動車検査証の記載事項)</p> <p>第三十五条の三（略）</p> <p>一～二十一（略）</p> <p>二十二 次に掲げる自動車にあつては、それぞれ次に定める事項</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項の規定により認定を受けた自動車 その旨</p> <p>二十三～二十九（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>(自動車検査証の変更記録の申請等)</p> <p>第三十八条（略）</p> <p>二～七（略）</p> <p>8 第六十七条第三項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事項に係る変更とする。</p> <p>一～十一（略）</p> <p>十二 第三十五条の三第一項第二十二号ハに掲げる事項</p> <p>9・10（略）</p> <p>(改善措置の勧告の対象とならない自動車及び特定後付装置)</p> <p>第五十条 第六十三条の二第一項の国土交通省令で定める自動車は、自動車を輸入することを業とする者が輸入した自動車であつて、外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から自動車を輸入する契約を締結している者が当該契約に基づいて輸入した自動車（外国において本邦に輸出される自動車を製作することを含む。）以外のもの及び道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項の規定に基づく認定を受けた自動車以外のものとする。</p>	<p>2 (略)</p>
---	--------------

<p>(自動車検査証の記載事項)</p> <p>第三十五条の三（略）</p> <p>一～二十一（略）</p> <p>二十二 次に掲げる自動車にあつては、それぞれ次に定める事項</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>(新設)</p> <p>二十三～二十九（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>(自動車検査証の変更記録の申請等)</p> <p>第三十八条（略）</p> <p>二～七（略）</p> <p>8 第六十七条第三項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事項に係る変更とする。</p> <p>一～十一（略）</p> <p>(新設)</p> <p>9・10（略）</p> <p>(改善措置の勧告の対象とならない自動車及び特定後付装置)</p> <p>第五十条 第六十三条の二第一項の国土交通省令で定める自動車は、自動車を輸入することを業とする者が輸入した自動車であつて、外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から自動車を輸入する契約を締結している者が当該契約に基づいて輸入した自動車（外国において本邦に輸出される自動車を製作することを含む。）以外のものとする。</p>	<p>2 (略)</p>
--	--------------

(自動車検査証等の提示の命令)

第五十二条 (略)

2 地方運輸局長は、次の各号のいずれかに掲げる処分が行われたとき(第三号に掲げる処分にあつては、当該処分をしようとするとき)は、自動車の使用者に対し、当該自動車検査証、限定自動車検査証又は軽自動車届出済証の提示を求めることができる。

一～三 (略)

四 道路運送車両の保安基準第五十八条の

三第一項の規定による認定

五 道路運送車両の保安基準第五十八条の

三第三項の規定による認定の取消し

第五十四条の二 自動車の使用者は、第五十二

条第二項第四号に掲げる処分に係る自動車を運行の用に供しようとするときは、第十九号様式の二による標識を当該自動車の後面に見やすいように表示しなければならない。

2 自動車の使用者は、第五十二条第二項第五号に掲げる処分が行われたときは、遅滞なく、前項の標識を抹消しなければならない。

(自動車検査証等の提示の命令)

第五十二条 (略)

2 地方運輸局長は、次の各号のいずれかに掲げる処分が行われたとき(第三号に掲げる処分にあつては、当該処分をしようとするとき)は、自動車の使用者に対し、当該自動車検査証、限定自動車検査証又は軽自動車届出済証の提示を求めることができる。

一～三 (略)

(新設)

(新設)

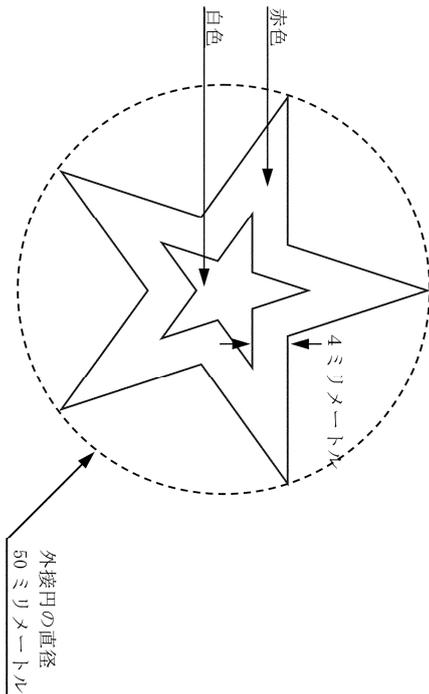
(新設)

(新設)

法規的告示

第十九号様式の次に次の様式を加える。

第十九号様式の二 (認定を受けた自動車の標識) (第五十四条の二関係)



備考

形状は正立星型正五角形とすること

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第十七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)第十四条第一項第二号の規定に基づき、平成十四年文部科学省告示第五十三号(補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件)の一部を次のように改正する。

令和八年二月十六日

文部科学大臣 松本 洋平

改正後

別表

補助金等の名称		処分を制限する財産の名称等		処分制限期間(年)
学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	種類 [略]	構造又は用途等 [略]	細目 [略]	[略]
青少年教育振興事業費補助金				

改正前

別表

補助金等の名称		処分を制限する財産の名称等		処分制限期間(年)
学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	種類 [同上]	構造又は用途等 [同上]	細目 [同上]	[同上]

令和 8 年 2 月
物流・自動車局

道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項に規定する国土交通大臣が定める自動車及び第四項に規定する国土交通大臣の行う認定に関し必要な事項を定める告示 について

1. 背景

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）においては、第 3 章の規定に基づき、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）を定め、これに適合する自動車等でなければ、運行の用に供することができない旨定められている。

今般、日米両国が発出した「2025 年 7 月 22 日の日米間の枠組み合意についての共同声明」において、日本は、「米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内での販売のため追加試験なしで受入れ」を行うこととされた。

これらを踏まえ、保安基準第 58 条の 3 を新たに制定し、米国において製作された自動車（同国で安全性の確保が図られていると認められるもの等に限る。）のうち国土交通大臣が告示で定めるものについて、安全確保等に係る措置が講じられることにより保安上・公害防止上支障がないと国土交通大臣が認定した場合は、保安基準及びこれに基づく告示であって当該自動車ごとに指定したものに適合するものとみなすこととする。

これに伴い、「道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項に規定する国土交通大臣が定める自動車及び第四項に規定する国土交通大臣の行う認定に関し必要な事項を定める告示（令和 8 年国土交通省告示第 279 号）」を定める必要がある。

2. 概要

国土交通大臣が定めるものは、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 指定自動車等以外の自動車であること
- (2) 当該自動車の自動車製作者等その他保安上又は公害防止上支障を生じるおそれがあるとき又は支障を生じたときに改善措置を適確に講ずることができる能力を有すると認められる者により米国から輸入された自動車であること
- (3) 専ら乗用の用に供する自動車等であること

3. 今後のスケジュール

公布・施行：令和 8 年 2 月 16 日

○国土交通省告示第二百七十九号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条の三第一項及び第四項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項に規定する国土交通大臣が定める自動車及び同条第四項に規定する国土交通大臣の行う認定に関し必要な事項を定める告示を次のように定める。

令和八年二月十六日

国土交通大臣 金子 恭之

道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項に規定する国土交通大臣が定める自動車及び同条第四項に規定する国土交通大臣の行う認定に関し必要な事項を定める告示

（国土交通大臣が定める自動車）

第一条 道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）第五十八条の三第一項に規定する国土交通大臣が定める自動車は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）第二条第一項第一号に規定する指定自動車等以外の自動車であつて、当該自動車の自動車製作者等その他保安上又は公害防止上支障を生じるおそれがあるとき又は支障を生じたときに改善措置を適確に講ずることができると認められる者によりアメリカ合衆国から輸入されたもの（専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十人以上の自動車、二輪自動車、側

車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車けんを除く。）その他これに類するものに限る。）とする。

（認定の告示）

第二条 国土交通大臣は、保安基準第五十八条の三第一項の規定による認定をしたときは、その旨を告示する。

（認定の取消しの告示）

第三条 国土交通大臣は、保安基準第五十八条の三第三項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨及びその理由を告示する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

<p>〔略〕</p> <p>国立研究開発法人防 災科学技術研究所施 設整備費補助金 事前防災対策総合推 進事業費補助金</p>				<p>〔同上〕</p> <p>国立研究開発法人防 災科学技術研究所施 設整備費補助金</p>			<p>〔同上〕</p>
---	--	--	--	--	--	--	-------------

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

この告示は、公布の日から施行し、令和七年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

○国土交通省告示第二百七十九号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条の三第一項及び第四項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項に規定する国土交通大臣が定める自動車及び同条第四項に規定する国土交通大臣の行う認定に必要事項を定める告示を次のように定める。

令和八年二月十六日

国土交通大臣 金子 恭之

道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項に規定する国土交通大臣が定める自動車及び同条第四項に規定する国土交通大臣の行う認定に必要事項を定める告示

（国土交通大臣が定める自動車）

第一条 道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）第五十八条の三第一項に規定する国土交通大臣が定める自動車は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）第二条第一項第一号に規定する指定自動車等以外の自動車であつて、当該自動車の自動車製作者等その他保安上又は公害防止上支障を生じることがあるとき又は支障を生じたときに改善措置を適確に講ずることができると認められる者によりアメリカ合衆国から輸入されたもの（専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそれを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）その他これに類するものに限る。）とする。

（認定の告示）

第二条 国土交通大臣は、保安基準第五十八条の三第一項の規定による認定をしたときは、その旨を告示する。

（認定の取消しの告示）

第三条 国土交通大臣は、保安基準第五十八条の三第三項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨及びその理由を告示する。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

その他の告示

○外務省告示第六十三号

一 日本国政府は、令和六年三月十日にプンタカナで作成された「第四次多数国間投資基金を設定する協定」の受諾書を令和七年十二月十二日に米州開発銀行に寄託していたところ、同協定は、その第五条第一項の規定に従い、同日、効力を生じた。

なお、同協定の締約国は、令和八年一月七日現在、我が国を除き次のとおりである。
 パハマ国、バルバドス、ベリーズ、カナダ、チリ共和国、ドミニカ共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、ガイアナ協同共和国、ハイチ共和国、ホンジュラス共和国、ジャマイカ、パラグアイ共和国、ペルー共和国、スペイン王国、スリナム共和国、スウェーデン王国、スイス連邦、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国

二 令和六年三月十日にプンタカナで作成された「第四次多数国間投資基金の管理のための協定」は、その第六条第一項の規定に従い、令和七年十二月十二日、効力を生じた。

なお、同協定の締約国は、令和八年一月七日現在、我が国を除き次のとおりである。
 パハマ国、バルバドス、ベリーズ、カナダ、チリ共和国、ドミニカ共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、ガイアナ協同共和国、ハイチ共和国、ホンジュラス共和国、ジャマイカ、パラグアイ共和国、ペルー共和国、スペイン王国、スリナム共和国、スウェーデン王国、スイス連邦、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国

令和八年二月十六日

外務大臣 茂木 敏充

（訳文）

第四次多数国間投資基金を設定する協定
 第一次多数国間投資基金（以下「第一次MIF」という。）は、千九百九十二年二月十一日に作成され、二千七百一十二年三月三十一日まで有効期間が更新された多数国間投資基金を設定する協定によって設置されたので、

第二次多数国間投資基金（以下「第二次MIF」という。）は、二千五百零四年四月九日に作成され、二千七百一十三年三月十三日に効力を生じた第二次多数国間投資基金を設定する協定（以下「第二次MIF設定協定」という。）によって設置され、その時に第一次MIFは終了し、その資産及び債務は第二次MIFに引き継がれたので、

第二次MIF設定協定は、第二次MIF設定協定第五条第二項の規定に基づいて二千二十年十二月三十一日まで有効期間が更新されたので、

第三次多数国間投資基金（以下「第三次MIF」という。）は、二千一十七年四月二日に作成され、二千一十九年三月十二日に効力を生じた第三次多数国間投資基金を設定する協定（以下「第三次MIF設定協定」という。）によって設置され、その時に第二次MIFの資産及び債務は第三次MIFによって規律されるようになったので、